

介護の将来像(地域包括ケアシステム)

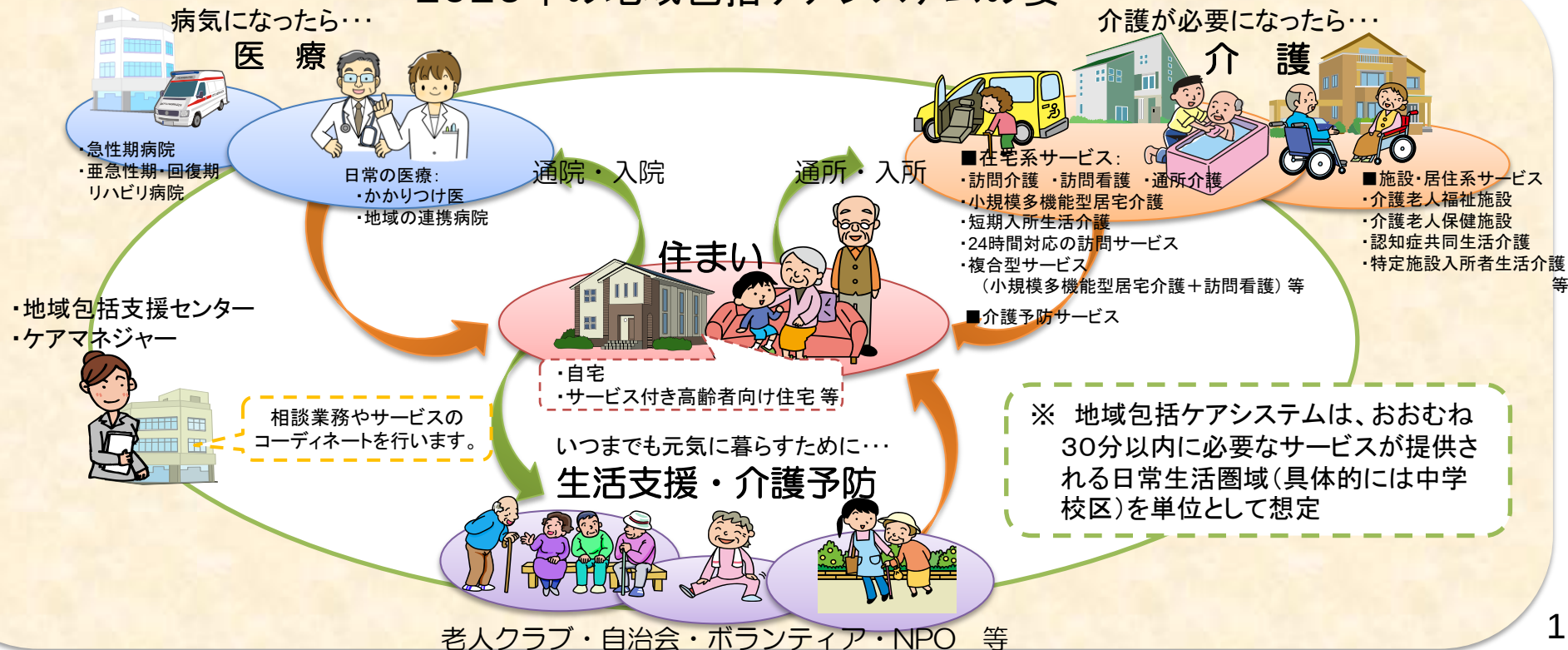
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになる。

【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

- ①医療との連携強化
- ②介護サービスの充実強化
- ③予防の推進
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)

2025年の地域包括ケアシステムの姿



高齢者の社会参加・生活支援の充実に向けた国民的な運動の推進

～超高齢社会を支える地域社会の実現～

目指すべき社会

高齢者の社会参加の推進

地域包括ケア

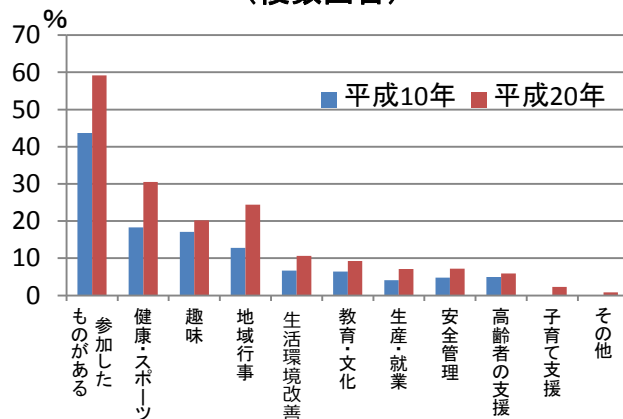
生活支援(見守り・配食・外出支援・サロン)の充実

元気な高齢者の参加が推進され、生活支援の担い手として活躍する地域社会の実現

現状

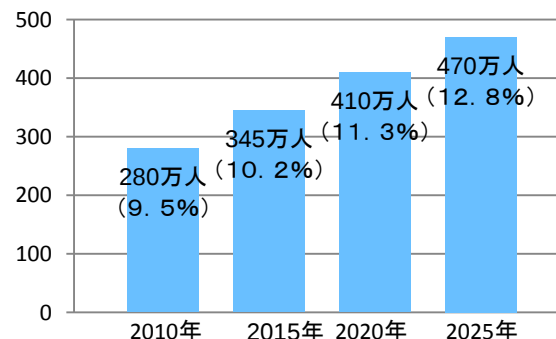
- 高齢者の社会参加活動については60歳以上の高齢者のうち59.2%(平成20年)が1年間に何らかの活動に参加。10年前と比べると15ポイント以上増加しているがまだ十分ではない。
- 近年、孤立死、孤立化の問題、買い物難民等の問題が社会問題化。今後、認知症高齢者の増加、単身・夫婦のみ世帯の増加し、特に都市部で急速な高齢化が予想される中、支援を必要とする高齢者は増加する一方、家庭や地域の力はますます低下することが懸念される。

高齢者の社会参加活動への参加状況
(複数回答)

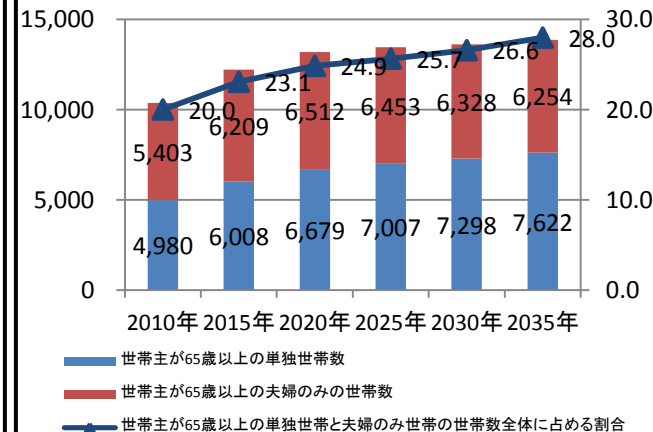


65歳以上高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数の推計(括弧内は65歳以上人口対比)



世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。



取組の方向性

- 団塊の世代が退職する中で、高齢者の健康寿命の延伸や地域活性化のため、高齢者の社会参加を支援する枠組みを検討。
- 高齢者が主体的に社会活動・地域活動に参加し、自分の人生を豊かにすることが当然であるといった価値観が国民全体に醸成されるよう国民的な運動を展開。
- 地域でボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブなど様々な主体が生活支援（見守り・配食・外出支援・サロン）に取り組み、地域の力によって、高齢者を支えることを推進。さらに元気な高齢者は生活支援の担い手となるように誘導。

取組の効果

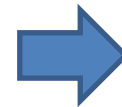
- 地域で展開される活動のメニューが多様化し、高齢者の多様なニーズに合致。社会参加に対するバリア（イメージのバリア、情報のバリアなど）が解消。これにより高齢者の社会参加が促進。
- 若い世代を含めて高齢期の人生について豊かなイメージを持ち、参加が当たり前の社会となる。
- 地域で現在それぞれ独自に展開している生活支援が拡大。有機的に結びつき、面的な広がりができる中で地域の高齢者を広範囲に支援できるようになる。その中で元気な高齢者が担い手として活躍。

地域交流拠点（大牟田市）



ペン習字教室

介護予防ボランティア（長崎県佐々町）



元気な高齢者による活動が拡大。それが当たり前の社会が実現。

概念図

市町村が地域課題に応じて取り組んでいる生活支援サービス例

地域支援事業(介護保険)

- ・見守り
- ・見守りとともに行う配食サービス
- ・ボランティアによる訪問活動
- ・ボランティアによる通院の同行
- ・金銭管理に関する支援
- ・地域住民による交流の場づくり
(体操、お茶会等)
- ・シルバーハウジング等への生活援助
員の派遣

...

市町村一般財源

- ・外出支援
- ・軽度生活援助
(宅配の手配、庭・家周りの手入れ、電
気修理、雪下ろし等)
- ・寝具の乾燥・消毒
- ・サロン活動
- ・コミュニティバスの運行

...

介護保険給付と地域支援事業

介護保険給付

○ 要介護者・要支援者個人
に対して、一定の基準に従った
介護サービスを現物給付

<例>

訪問介護（ホームヘルプ）
地域密着型サービス
介護保険施設

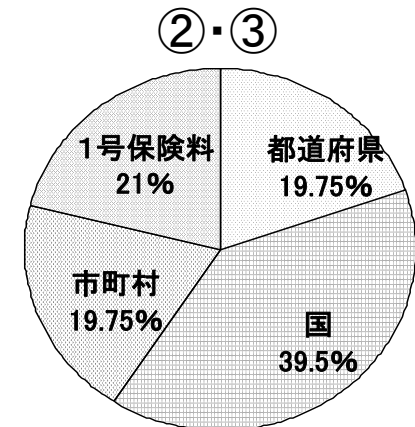
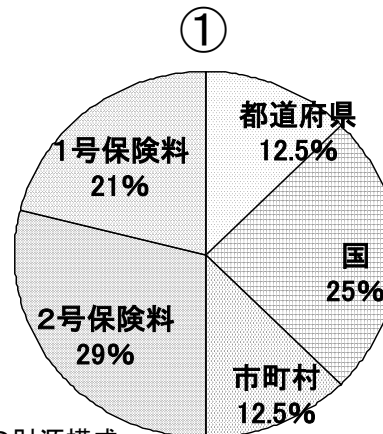
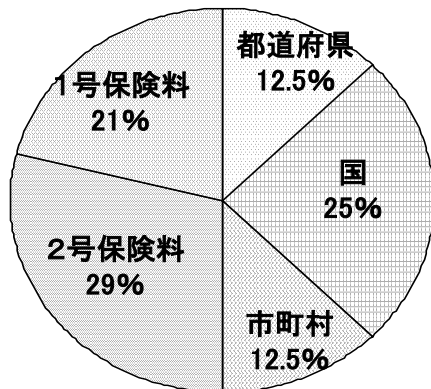
地域支援事業

① 介護予防事業

② 地域包括支援センターでの
総合相談などによる
高齢者への包括的な支援

③ 独居高齢者への見守りなどの
市町村独自の任意事業

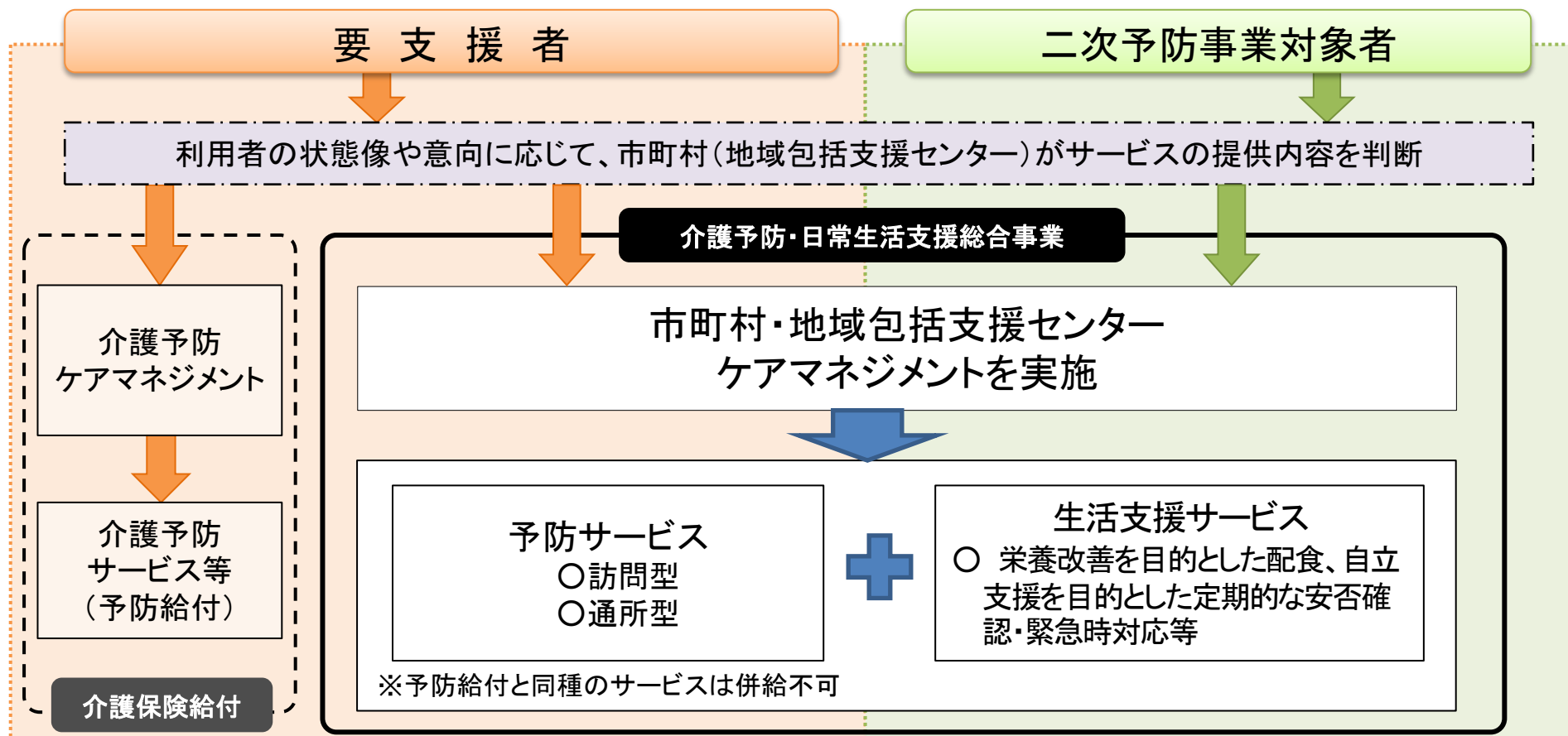
<財源構成>



※総合事業はこの財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)

- 市町村の選択により、地域支援事業において要支援者・2次予防事業対象者(要介護状態等となるおそれのある高齢者)向けの介護予防・日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる事業を創設(平成24年4月～)
- 事業の導入により、多様なマンパワーや社会資源の活用等が図られ、地域の創意工夫を活かした取組の推進が期待される。
(例)
 - ・ 要支援と自立を行き来するような高齢者には、総合的で切れ目のないサービスを提供
 - ・ 虚弱・ひきこもりなど介護保険利用につながらない高齢者には、円滑にサービスを導入
 - ・ 自立や社会参加意欲の高い人には、社会参加や活動の場を提供
- 平成24年度では、27保険者(市町村等)が実施。



介護予防・日常生活支援総合事業の取組

山梨県北杜市

■インフォーマルな支援を組合せ、地域で支え合う体制のもとに実施

- 地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすため医療や介護、介護保険外サービスを含めた様々なサービスを日常生活の場に用意するきっかけに平成24年度より実施
- 利用者の視点に立った柔軟な対応、地域活力の向上に向けた取組、地域包括ケアの実現に向けた取組を目指す。

人口 約49,000人
高齢化率 30.1%
(2012年4月1日現在)

通所型予防サービス(ふれあい処北杜)

- 運営(8か所)
NPO、社協、地区組織、JA、介護事業所
- 内容
交流、会話、趣味、事業所の特性を生かした活動(週1~2回)
- スタッフは1~2名。他はボランティア。
- ケアマネジメント
北杜市地域包括支援センターが実施
- 地域の人が誰でも気軽に立ち寄れる場所

※地域支え合い体制づくり事業で整備

生活支援サービス

- 内容
 - ・配食+安否確認(緊急連絡を含む)
 - ・弁当業者等が配食の際、利用者に声かけ
 - ・異常があった時の連絡義務づけ
 - ・弁当業者、ボランティア、NPO等が連携
(5か所の事業者が参入)



介護予防・日常生活支援総合事業の取組

岡山県浅口市

■高齢者支え合いサポーターが活躍する生活支援サービスを創設

地域支え合い体制づくり事業を活用し「高齢者支え合いサポーター」を養成。
第5期介護保険事業計画に「総合事業」を位置づけ、支え合いのまちづくりを目指す。

人口 36,719人
高齢化率 30.7%
(2012年4月1日現在)

○予防サービス

(通所型)

- ・運動器の機能向上教室
- ・運動教室、お元気教室、なかよし会

(訪問型)

- ・保健師、看護師による訪問

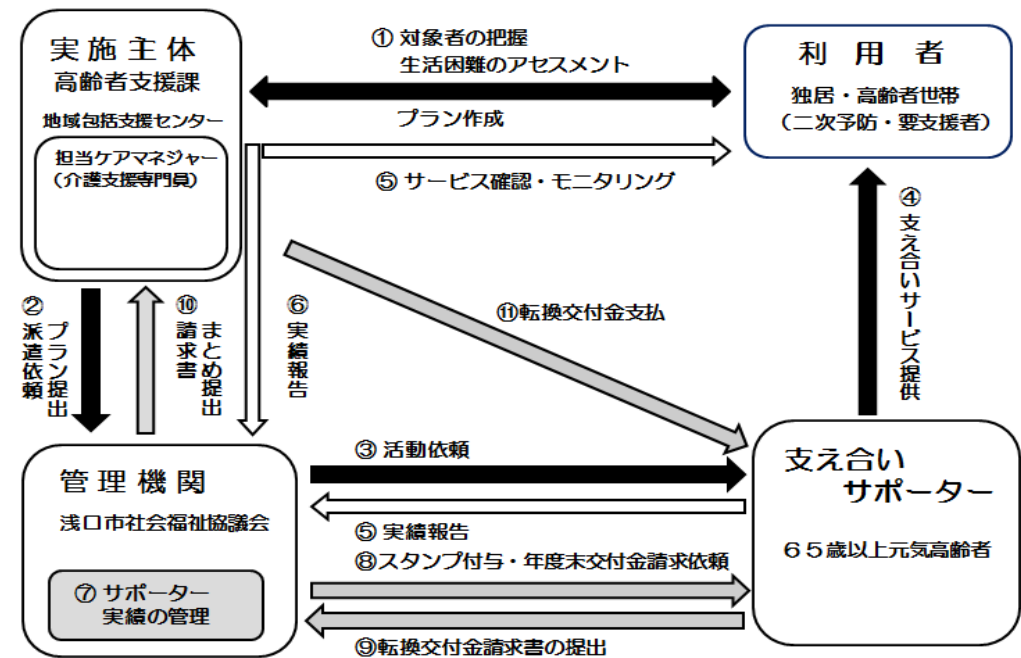
○生活支援サービス

- ・高齢者給食サービス
- ・**高齢者支え合いサポーターサービス**

○元気な高齢者(※)が要支援、二次予防事業対象者の日常生活支援サービスを提供
※65歳以上で市のサポーター養成講座受講修了者

○軽微な生活支援サービスを提供

浅口市高齢者支え合いサポーター事業の流れ



ゴミ出し、買い物、衣替え、灯油の運搬 等

介護予防・日常生活支援総合事業の取組

長野県阿智村

■地域の資源を有効活用した生活支援サービスの提供

○村直営の自立生活支援センター（地域包括支援センター）が、シルバー人材センターや社会福祉協議会と協働し、見守り・配食サービスなどの生活支援サービスを提供
地域住民やボランティアなど、地域の人的資源を活用した孤立化防止の取組を実施
このような地域の力をより一層活用するため、介護予防・日常生活支援総合事業を導入

人口 6,822人
高齢化率 30.2%
(2012年12月1日現在)

社会福祉協議会による
「こんにちは訪問」

住民ボランティアによる
「安心コール」

シルバー人材センター運営の
通いの場「おたっしゃかい」
(村内4会場)

事業者と
ボランティアによる
配食サービス

シルバー人材センター

協働



社会福祉協議会

阿智村
自立生活支援センター

予防

定期的な
安否確認

生活支援

医療

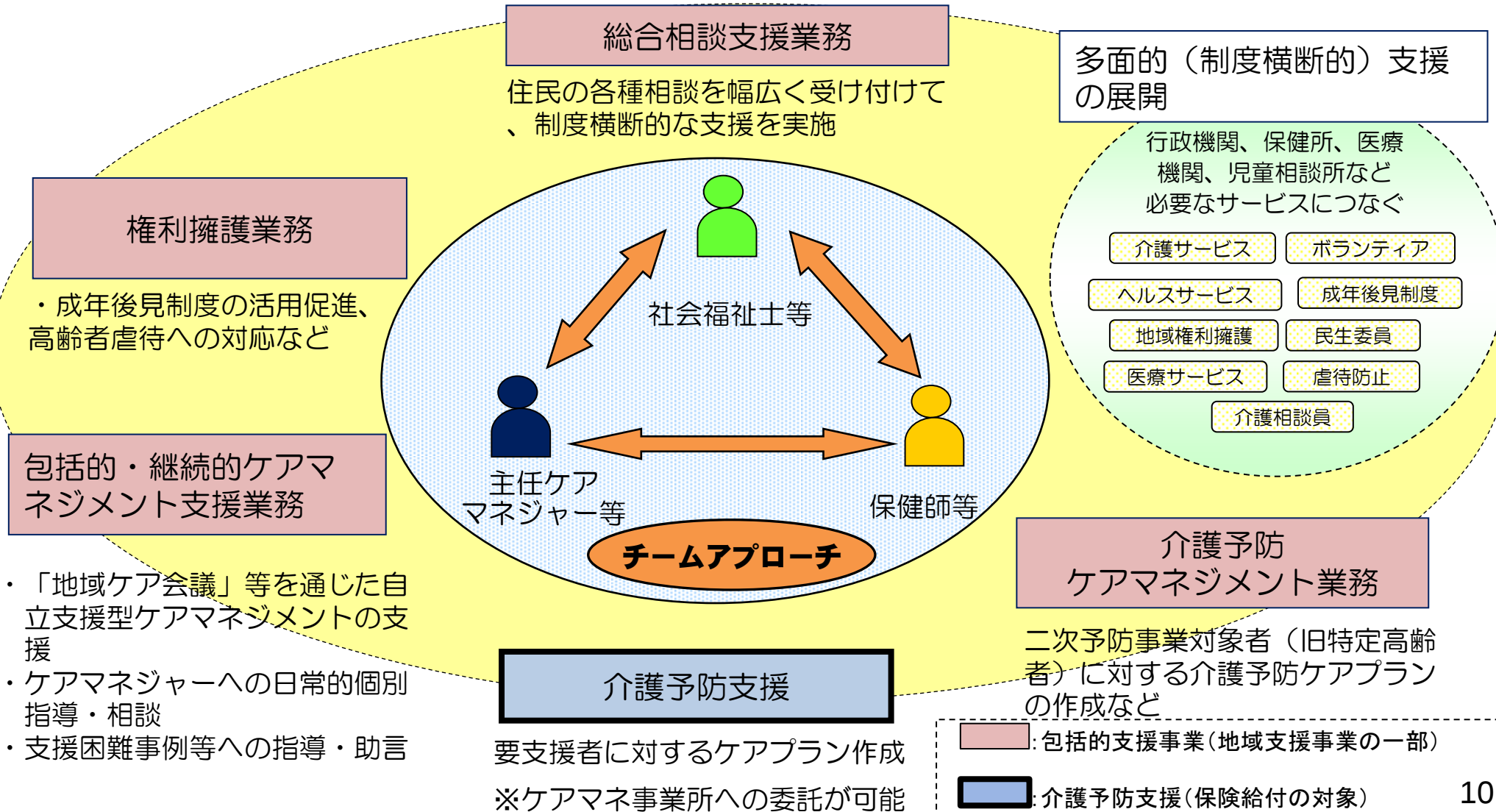
村内8診療所、
村外の主治医
との連携

住まい（冬季の山間部の対策を検討中）

介護 サービス提供事業所
との連携

地域包括支援センターの業務

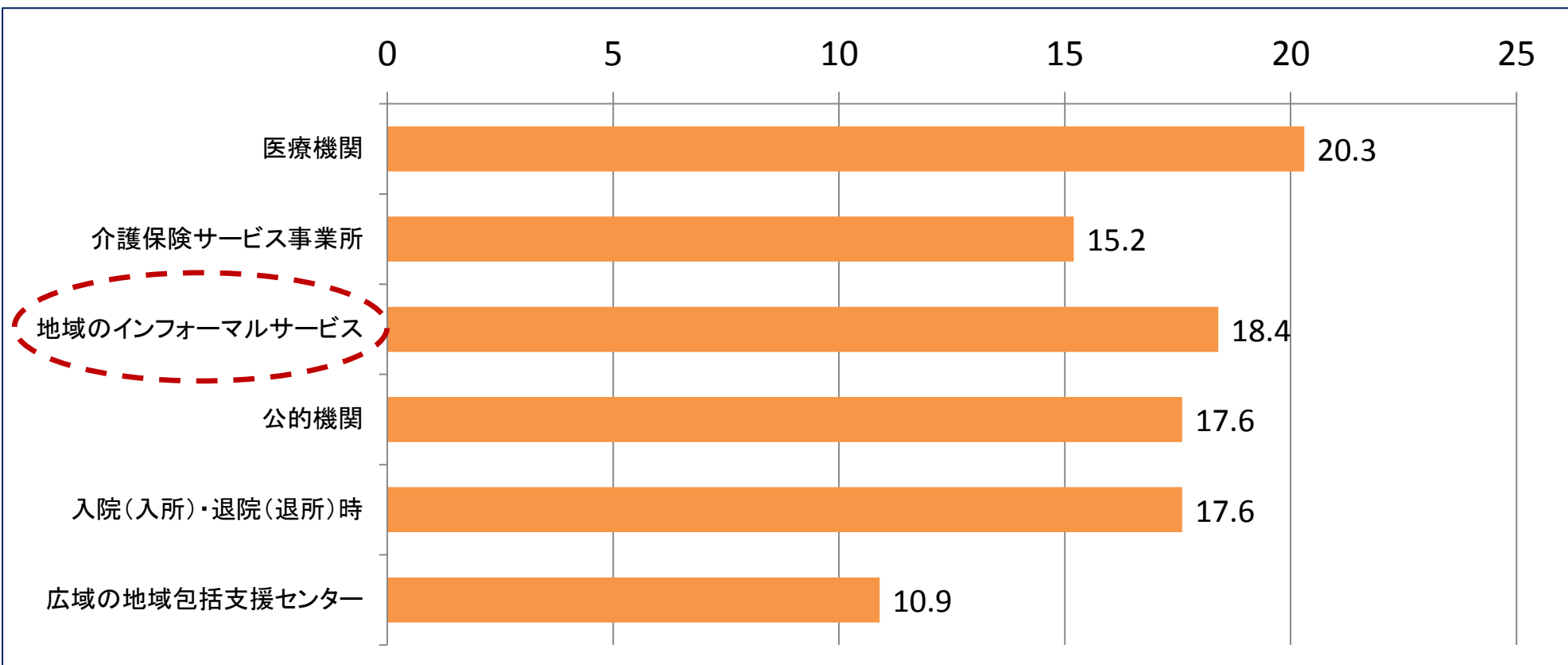
地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。（介護保険法第115条の46第1項）



地域包括支援センターによるケアマネ支援の実態

- 地域包括支援センターの18%以上が、地域のインフォーマルサービスとの連携が課題だと認識している。

地域包括支援センターにおける 関係機関との連携課題（複数回答）



出典：地域包括支援センターの業務実態に関する調査研究(三菱総研),23年度

「地域ケア会議」の5つの機能

機能

具体的内容

規模・範囲・構造

個別ケースの検討

地域課題の検討

地域包括
ケアシステムの実
現による
**地域住民の
安心・安全と
QOL向上**

個別課題
解決機能

ネットワーク
構築機能

地域課題
発見機能

地域づくり・
資源開発
機能

政策
形成
機能

←実務者レベル

代表者レベル→

- 地域包括支援ネットワークの構築
- 自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識
- 住民との情報共有
- 課題の優先度の判断
- 連携・協働の準備と調整

- 潜在ニーズの顕在化
 - ・サービス資源に関する課題
 - ・ケア提供者の質に関する課題
 - ・利用者、住民等の課題 等
- 顕在ニーズ相互の関連づけ

- 需要に見合ったサービスの基盤整備
- 事業化、施策化
- 介護保険事業計画等への位置づけ
- 国・都道府県への提案

- 自立支援に資するケアマネジメントの支援
- 支援困難事例等に関する相談・助言
- ※自立支援に資するケアマネジメントとサービス提供の最適な手法を蓄積
- ※参加者の資質向上と関係職種の連携促進
→サービス担当者会議の充実

- 有効な課題解決方法の確立と普遍化
- 関係機関の役割分担
- 社会資源の調整
- 新たな資源開発の検討、地域づくり

自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域のケア体制を整備

個別事例ごとに開催

検討結果が個別支援に
フィードバックされる

日常生活圏域ごとに開催

市町村・地域全体で開催

個別事例の課題解決を蓄積することにより、地域課題が明らかになり、普遍化に役立つ

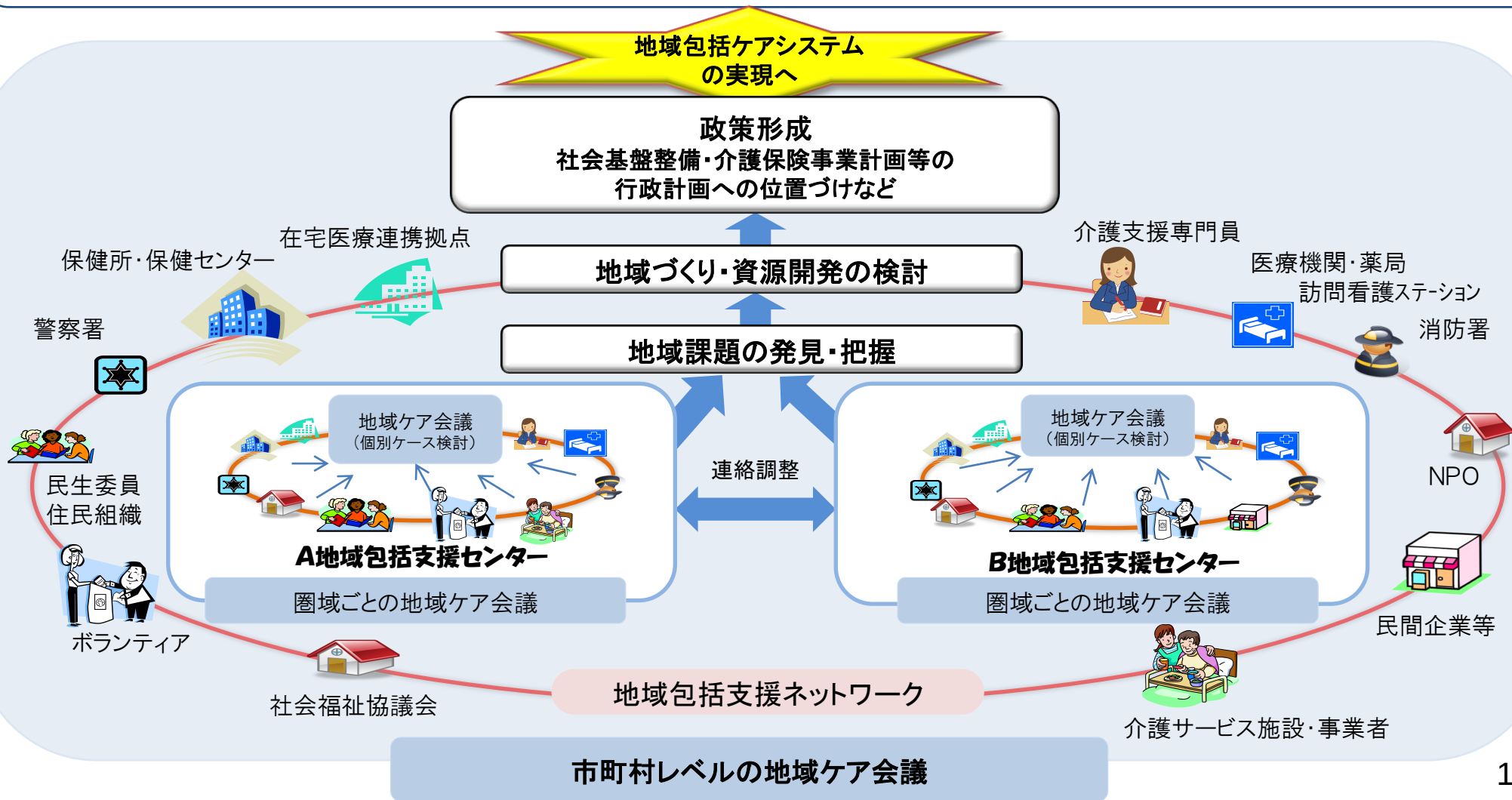
市町村レベルの検討が円滑に進むよう、圏域内の課題を整理する

地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の現状を共有し、市町村レベルの対策を協議する

※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。



ケアプラン作成上の困難点

○ ケアマネジャーの約4割が、介護保険以外のインフォーマルサービスが不足していると認識している。

ケアプラン作成について困難な点別(複数回答)

